

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
公益財団法人日本台湾交流協会	8010405010370	台湾における共同での事業実施、情報収集・調査等のための協定書に基づく支出	33,137,754	—	2024/4/1	—	公財	国認定	機構が事務所を設置していない台湾において、機構が事務所を設置する他国と同等レベルの事業実施、定点的な調査・情報収集を実施するには、台湾における日本の公的機関の機能を果たし、台湾当局との関係でも唯一の窓口機関として機能している日本台湾交流協会と連携し、共同で実施する事が必要不可欠であるため、本支出は適正である。	有

【記載要領】

(注1)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注2)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。